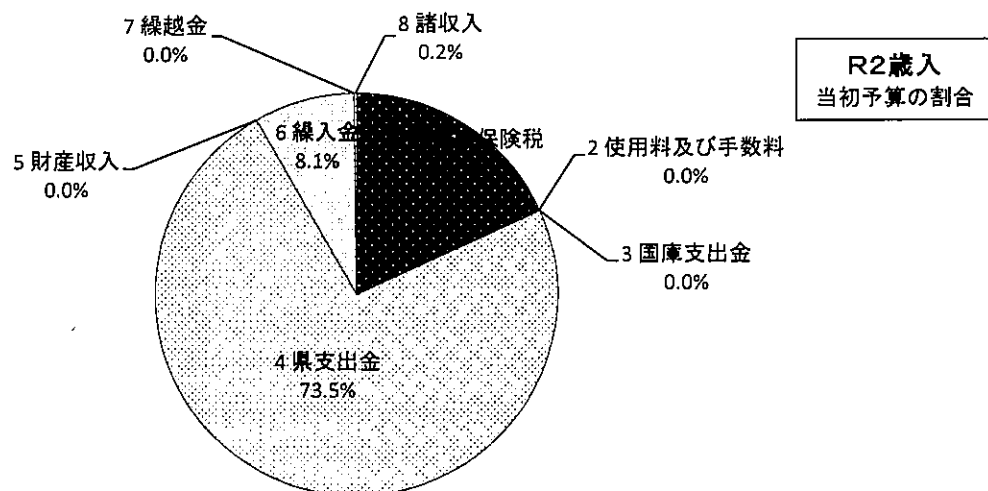


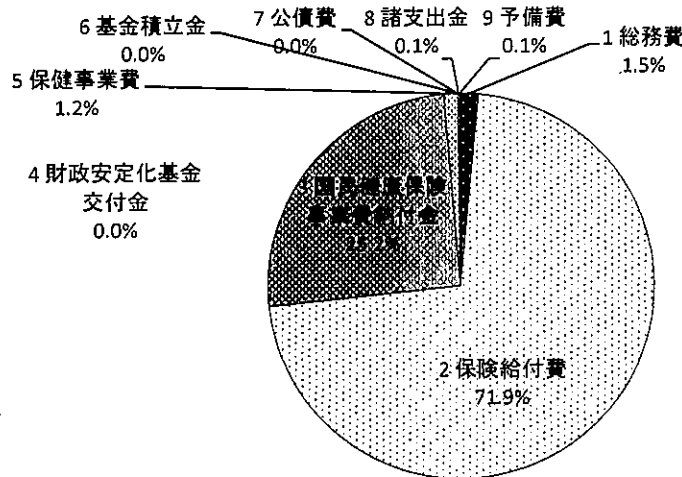
1 令和2年度国民健康保険事業特別会計予算（案）

(I) 歳入



科目	令和2年度 当初予算額 (千円)	令和元年度 当初予算額 (千円)	対前 年比	説明
1 国民健康保険税	1,465,351	1,505,273	0.97	医療分(0~74歳)、後期高齢者支援金分(0~74歳)、介護納付金分(40~64歳)の所得割、均等割、平等割
一般被保険者分	1,464,422	1,501,665	0.98	退職被保険者等以外の国保加入者
退職被保険者等分	929	3,608	0.26	65歳未満の老齢(退職)年金受給者及びその扶養者(要件あり)、平成27年度から新規適用終了
2 使用料及び手数料	600	600	1.00	国保税の督促手数料
3 国庫支出金	3,946	1	3,946.00	国から交付される補助金等
4 県支出金	5,934,181	5,972,936	0.99	県から交付される補助金等
保険給付費等交付金 (普通交付金)	5,756,116	5,792,229	0.99	県が市町村に交付する保険給付費
保険給付費等交付金 (特別交付金)	167,400	172,001	0.97	各市町村の実情に応じて交付される交付金等
国保強化助成費補助金	10,664	8,705	1.23	県単医療費助成の実施に伴う「医療費波及増」に対する助成
財政安定化基金交付金	1	1	—	災害等のやむを得ない事情により収入不足が生じた場合に、県財政安定化基金から交付される交付金
5 財産収入	54	160	0.34	財政調整基金の運用利子
6 繰入金	655,818	798,352	0.82	
一般会計繰入金	509,126	521,526	0.98	定めに基づく一般会計からの繰入金
基金繰入金	146,692	276,826	—	財政調整基金からの繰入金
7 繰越金	1	1	1.00	前年度からの繰越金
8 諸収入	17,885	17,763	1.01	国保税の延滞金、第三者(交通事故等の加害者)からの徴収金、国保資格喪失後の受診等の返納金など
9 市債	0	1	0.00	保険税の収入不足が生じた場合に県財政安定化基金から借り入れる借入金
計	8,077,836	8,295,087	0.97	

(2) 歳出

R2歳出
当初予算の割合

科目	令和2年度 当初予算額 (千円)	令和元年度 当初予算額 (千円)	対前 年比	説明
1 総務費	118,398	114,446	1.03	国保事業を運営するための一般事務費
2 保険給付費	5,804,695	5,844,374	0.99	国保加入者に対する保険給付
療養諸費（一般）	5,048,540	5,072,464	1.00	医療機関等で保険証を提示して受診した医療費の保険者負担分
＃（退職）	113	4,178	0.03	医師の指示により鍼、灸、マッサージ等を受けた場合の費用や補装具代の給付
高額療養費（一般）	707,146	714,328	0.99	同月内の医療費の支払が自己負担限度額を超えた場合の差額の給付
＃（退職）	16	909	0.02	
移送費	301	350	0.86	医師の指示により入院や転院等の移送を行った場合の費用の給付
出産育児諸費	29,415	33,617	0.88	出産1件につき404,000円（産科医療補償制度加入医療機関で出産の場合は16,000円加算）を給付
葬祭費	3,900	3,900	1.00	葬祭1件につき30,000円を給付
審査手数料	15,264	14,628	1.04	国保連合会が実施するレセプト審査に係る手数料
3 国民健康保険事業費納付金	2,038,301	2,212,297	0.92	富山県全体の保険給付費の必要額の見込みから、射水市の医療費水準などを考慮して県が算出した納付金
医療給付費分	1,378,528	1,552,350	0.89	納付金のうち医療費にかかる分
後期高齢者支援金分	492,785	503,487	0.98	納付金のうち後期高齢者支援金にかかる分
介護納付金分	166,130	151,688	1.10	納付金のうち介護納付金にかかる分
退職者医療分	858	4,772	0.18	納付金のうち退職者医療制度にかかる分
4 財政安定化基金拠出金	1	1	1.00	災害等やむを得ない事情により財政安定化基金交付金を受けた場合の拠出金（交付金の1/3）
5 保健事業費	96,080	96,315	1.00	特定健康診査、特定保健指導、訪問指導、35歳節目健診、身体すっきり教室、人間ドック助成など
6 基金積立金	54	160	0.34	財政調整基金への積立金
7 公債費	50	2	25.00	一時借入金の利息
8 諸支出金	10,257	17,492	0.59	過年度国保税の還付金、過年度国県補助金等の精算に伴う返還金など
9 予備費	10,000	10,000	1.00	予備費
計	8,077,836	8,295,087	0.97	

2 令和2年度納付金及び標準保険料率の算定結果

(1) 一人当たり納付金

	H28年度 決算額	R2年度 (激変緩和用 公費投入前)	H28→R2 4か年伸び率 (%)	激変緩和 措置 激変緩和用 公費投入	(円)	
					R2年度 (一定割合 8.6%)	H28→R2 4か年伸び率 (%)
射水市	112,920	123,628	109.5		122,472	108.5
県全体	117,892	126,790	107.5		125,345	106.3
					令和元年度	121,194円
					(前年度比	+1,278円)

令和2年度は、11.5%【過去4か年分の自然増(10.5%) + α (1.0%)】を一定割合として、激変緩和措置が実施された。本市は激変緩和用公費投入前の伸び率が一定割合を下回ったため、激変緩和措置の対象外となったが、激変緩和用公費の投入により県全体の一定割合が11.5%から8.6%に引き下げられ、結果として本市は8.5%増の伸びに抑えられた。

(2) 射水市納付金 ※被保険者数(見込) 16,636人

	R2年度 (激変緩和用公費投入前)	激変緩和 措置 激変緩和用 公費投入	R2年度 (一定割合8.6%)
射水市	2,056,673千円		2,037,441千円
			令和元年度 2,109,747千円 (前年度比 Δ 72,306千円)

県が算定した本市の令和2年度納付金については、激変緩和措置の一定割合が下がったことや被保険者数の減少により、前年度に比べ約7,200万円減額となった。

(3) 標準保険料率

納付金等に充てるために本来必要となる国民健康保険税総額を確保するため、県が参考として示す保険料(税)率で、応能割(所得割)と応益割(均等割+平等割)の割合は原則どおり50:50となっている。

	医療分				後期高齢者支援金等分			介護納付金分		
	医療費 指数	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円
県全体	0.951	6.33	37,173	—	2.56	14,763	—	2.53	18,374	—
射水市	0.944	6.37	26,246	17,847	2.57	10,414	7,081	2.51	12,827	6,376
射水市現行税率		6.8	24,000	24,000	1.9	5,000	5,000	1.2	5,300	6,000

県が示す標準保険料率と本市の現行税率には、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分それぞれに乖離がみられる。

3 現行税率と仮係数による標準保険料率での試算との比較

※令和元年度調定額で算出

(1) 医療分

		令和元年度 (現行税率)①	標準保険料率②	比較 (①-②)	対比 (%)
税率等	所得割額 %	6.80	6.37	0.43	6.8
	均等割額 円	24,000	26,246	△ 2,246	△ 8.6
	平等割額 円	24,000	17,847	6,153	34.5
	課税限度額 円	610,000	610,000		
一人当たり保険税額 円		66,828	63,532	3,296	5.2
保険税総額 円		1,121,308,041	1,066,016,434	55,291,607	5.2

(2) 後期高齢者支援金分

		令和元年度 (現行税率)①	標準保険料率②	比較 (①-②)	対比 (%)
税率等	所得割額 %	1.90	2.57	△ 0.67	△ 26.1
	均等割額 円	5,000	10,414	△ 5,414	△ 52.0
	平等割額 円	5,000	7,081	△ 2,081	△ 29.4
	課税限度額 円	190,000	190,000		
一人当たり保険税額 円		16,777	25,044	△ 8,267	△ 33.0
保険税総額 円		281,515,825	420,226,632	△ 138,710,807	△ 33.0

(3) 介護納付金分

		令和元年度 (現行税率)①	標準保険料率②	比較 (①-②)	対比 (%)
税率等	所得割額 %	1.20	2.51	△ 1.31	△ 52.2
	均等割額 円	5,300	12,827	△ 7,527	△ 58.7
	平等割額 円	6,000	6,376	△ 376	△ 5.9
	課税限度額 円	160,000	160,000		
一人当たり保険税額 円		17,673	32,520	△ 14,847	△ 45.7
保険税総額 円		79,194,306	145,724,553	△ 66,530,247	△ 45.7

(4) 全体分

		令和元年度 (現行税率)①	標準保険料率②	比較 (①-②)	対比 (%)
一人当たり保険税額 円		101,278	121,096	△ 19,818	△ 16.4
保険税総額 円		1,482,018,172	1,631,967,619	△ 149,949,447	△ 9.2

※現行保険税率と、県が示す標準保険料率で比較すると、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で大きく乖離がある。

後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに不足しており、全体分で見ると一人当たり保険税額では、1万9,818円の不足、保険税総額は約1億5千万円の不足となっている。

4 国民健康保険事業財政調整基金について

○基金残高の推移

単位：千円

年 度	年度当初 基金残高	取崩額	積立額	年度末 基金残高※
平成 27 年度	986,884	160,000		827,423
平成 28 年度	827,423	130,000		698,141
平成 29 年度	698,141	0		698,789
平成 30 年度	698,789	0	81,000	780,384
令和元年度（見込） （2019年度）	780,384	312,187 （予算案）	54,104 （予算案）	522,301 （見込）
令和 2 年度（見込） （2020年度）	522,301 （見込）	146,692 （予算案）		375,609 （見込）
令和 3 年度（見込） （2021年度）	375,609 （見込）	150,000 （見込）		225,609 （見込）
令和 4 年度（見込） （2022年度）	225,609 （見込）	150,000 （見込）		75,609 （見込）

※運用利子分の積立額含む

5 令和 2 年度国民健康保険税率について

県が算定した本市の令和 2 年度納付金については、国・県の激変緩和用公費の投入等により、昨年度に比べ納付金総額は約 7,200 万円減少したが、一人当たり医療費等の増加の影響により、一人当たり納付金は増加している。

年々続く一人当たり医療費の増加を抑えるためには、被保険者の健康づくりや医療費適正化、さらには予防可能な生活習慣病の発症や重症化を予防する対策が重要であり、保健事業に積極的に取り組む必要がある。

後期高齢者医療制度への移行等に伴う被保険者数の減少により保険税収入の増加が見込めない状況の中、令和 2 年度の財政見通しについては収支不足が見込まれるが、財政調整基金からの繰入れにより収支均衡を図ることとし、令和 2 年度は保険税率の改定を行わないこととしたい。

6 令和2年度税制改正の要旨（国民健康保険税）について

(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため見直しを行うもの。

区 分	課 税 限 度 額		引上額
	現 行	改 正 後	
医療分	61万円	<u>63万円</u>	2万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	—
介護納付金分	16万円	<u>17万円</u>	1万円
合 計	96万円	99万円	3万円

(2) 低所得者に係る国民健康保険税軽減判定所得の見直し

国民健康保険税の軽減措置の対象となる軽減判定所得について、基準の見直しを行うもの。

- ① 世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げる。

軽減割合	軽 減 判 定 所 得 の 基 準 額	
	現 行	改 正 後
7 割	基礎控除額 33万円	現行どおり
5 割	基礎控除額 33万円 + <u>28万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 33万円 + <u>28.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2 割	基礎控除額 33万円 + <u>51万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 33万円 + <u>52万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

- ② 軽減判定所得の算定において、基礎控除相当分の基準額の引き上げと、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加える。

軽減割合	軽 減 判 定 所 得 の 基 準 額	
	現 行 (令和2年度見直し後)	改正後 (令和3年度分以後)
7 割	基礎控除額 <u>33万円</u>	基礎控除額 <u>43万円 + 10万円</u> × (年金・給与所得者の数 - 1)
5 割	基礎控除額 33万円 + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 <u>43万円</u> + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + <u>10万円</u> × (年金・給与所得者の数 - 1)
2 割	基礎控除額 <u>33万円</u> + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 <u>43万円</u> + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + <u>10万円</u> × (年金・給与所得者の数 - 1)